

「クラブ駆け付けサポート」サービスご利用規約

第 1 条[規約の目的等]

1. 株式会社Up-life社(以下、「当社」といいます。)は、クラブ駆け付けサポート契約規約(以下、「規約」といいます。)を定め、これに基づきクラブ駆け付けサポート(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本サービスの提供を受ける者(以下、「契約者」といいます。)は規約を遵守するものとします。規約に同意することにより当社と契約者の間に成立する契約を、以下、「利用契約」といいます。

第 2 条[規約の変更]

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することができます。この場合には、本サービスの利用料金等の利用条件は、変更後の本規約に従うことを契約者は予め承諾します。変更された本規約は、当社の運営サイトで確認いただけます。

第 3 条[サービスの提供区域]

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第 4 条[サービスの内容]

本規約に基づき当社が行うクラブ駆け付けサポートの内容及び範囲は、当社の運営サイトに定めるものとします。また当社は、サービス対象者に対して、緊急性を有する場合に、対象物件における下記のトラブルサポートをサービス対象者の求めに応じ、当社又は当社の業務提携先が行います。

- ・カギのトラブルサポート
- ・水まわりのトラブルサポート
- ・ガラスのトラブルサポート

第 5 条[サービスの提供]

1. ヘルプデスクサポートは、電子メールを通じて提供されます。
2. 対応時間は、平日 12:00-18:00 となります。

第 6 条[免責]

当社及び当社の業務提携先は本サービスの利用により発生した契約者又は第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかったことにより発生した契約者又は第三者に生じた損害に対し、当社または当社の業務提携先が損賠損害賠償を負う場合であっても、故意および重大な過失がない限り、通常かつ直接の損害に限り損害賠償義務を負うものとします。

第 7 条[サービスの終了]

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を終了することがあります。
2. 本サービスの全部又は一部を終了するときは、終了する 10 日前までにその旨を告知あるいは通知します。

3. 次の各号に該当する場合には、当社は第2項の告知なしに本サービスを終了または提供をお断りすることができます。
- (1) 自然災害・天災・暴動等に起因する依頼の場合
 - (2) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - (3) 依頼を受けた物件が契約者の物件とは異なる場合
 - (4) 契約者の立会いがない場合(ただし、契約者本人以外が立ち会うときは当社の定める手続による本人の確認、承諾が必要です。)
 - (5) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
 - (6) サービス利用者が本サービスを規約外の目的で利用しようとした場合
 - (7) 本サービス利用時において、当社または当社の業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び当社の業務提携先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
 - (8) サービス利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (9) 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - (10) 当社の定める個別規程等に反し、サービス提供を全部または一部停止された場合
 - (11) その他当社がサービス利用者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
 - (12) 契約者が規約に違反し、当社が相当の期間を定めてその是正を求めたにも関わらず、その違反を是正しないとき
 - (13) 契約者が当社の名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (14) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (15) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき

第8条[キャンセル]

本サービスについては、お客様都合のキャンセルの場合は、料金が発生する可能性があります。

第9条[契約期間]

- 1. 本サービスの利用契約に期間の定めはありません。
- 2. 契約者又は当社から利用契約の期間満了の1ヶ月前までに書面または電子メールによる解約の申し入れがない限り、利用契約は更に1ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第10条[契約の成立]

- 1. 利用契約はサービス利用申込書に記載されたサービス開始ご希望日に成立します。
- 2. 当社は、次の場合には本サービス利用の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 本サービスの申込をした者が第 "# 条[提供停止]第1項各号のいずれかに該当するとき
 - (4) 本サービスの申込をした者が過去において第 "# 条[提供停止]第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (5) サービス利用申込情報に虚偽を記載したとき

(6)前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

4. 契約者がメール等、当社が定めるサービス利用申込方式と別の方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、本サービス提供開始後、規約が適用されるものとします。

第 1 1 条[契約者の地位の承継]

契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 1 2 条[提供停止]

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 契約者が利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2) その他、当社が不適切と判断するとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第 1 3 条[料金等]

1. 利用料金は、当社の運営サイトに表示するものとします。

2. 契約者の依頼に応じて当社が訪問サービスを提供する場合、別途費用が発生します。

3. 契約者は販売店の定める方法により利用料金を支払うものとします。

4. 第 1 2 条[提供停止]の規定により本サービスの提供が中止又は停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 1 4 条[延滞損害金]

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額(1 年を 365 日として日割計算)を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 1 5 条[割増金等の支払方法]

契約者は前条[延滞損害金]の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 1 6 条[消費税]

消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 17 条[端数処理]

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 18 条[責任の制限]

1. 契約者は、自らの責任でサービスを利用するものとします。本サービスにより提供される助言に基づいての作業は、全て契約者の責任において実施するものとします。
2. 当社は、特定目的への適合性、権利の不侵害および所有権の保証、その他一切の明示および默示の保証を行わないものとします。また、当社は、本サービスが中断されないこと、瑕疵がないこと、または完全に安全であることについての保証はしないものとします。
3. 以下の場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 契約者の保有する設備の障害や設定不備に起因する場合
 - (2) 第三者の開発したソフトウェア等に起因する場合
 - (3) インターネット、電気通信事業者の回線、対象システムが設置されているビル内回線等の通信回線の不通または通信の不具合・異常に起因する場合
 - (4) 火災、天変地異その他不可抗力に起因する場合
 - (5) 契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合
4. 契約者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 19 条[カギのトラブルサポートにおける免責事項]

1. カギのトラブルサポートに関して、第 7 条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 車等の開錠作業を行う場合に、車検証の提示が無い場合
 - (2) 賃貸物件、分譲物件において、家主、管理会社などに確認が取れない場合
 - (3) 集合住宅のエントランスなど共有部分の作業
 - (4) 特殊なカギの形状の場合(外国産ウエーブキー等も含む)
 - (5) 登録住所敷地外に駐車している車やバイク等の開錠
 - (6) 合鍵の作成
 - (7) 業務用金庫の開錠作業
 - (8) 電気錠取付工事等
2. カギのトラブルサポートに関して、当社がサービス利用者の運転免許証等の身分証明書を確認し、サービス利用者の名義と一致することを確認した上で開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した契約者、居住者または第三者との間で生じたトラブルについては、すべて利用者で解決するものとします。

第 20 条[水まわりのトラブルサポートにおける免責事項]

水まわりのトラブルサポートに関して、第 7 条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
- (2) 貯水槽等、集合住宅の共有部分にあたる箇所のトラブル
- (3) ガス給湯器のガス部分、シャワートイレの電気系統等の対応不能部分

第 21 条[ガラスのトラブルサポートにおける免責事項]

ガラスのトラブルサポートに関して、第. 条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) ガラスを外すことで出来ない箇所や商品
- (2) ガラス撤去のみの作業
- (3) お手持ちのガラス加工や移設

第 22 条[準拠法と管轄裁判所]

規約に関する準拠法は日本法とします。契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 この約款は、2023 年 2 月 1 日から実施します